第二〇回 丸山眞男文庫記念講演会

日本家族法の特徴

水

野

紀

子

第二〇回丸山眞男文庫記念講演会は、講師に水野紀子先生をお招き 第二〇回丸山眞男文庫記念講演会は、講師に水野紀子先生をお招き などを部会委員、生命倫理専門調査会委員、出入国管理政策懇談会委員、法制審議会民法(相続関係)部会委員などを歴任されております。編
著として『社会法制・家族法制における国家の介入』(有斐閣、二〇一三年)、『信託の理論と現代的展開』(商事法務、二〇一四年)、『相続法の立法的課題』(有斐閣、二〇一六年)などを出版なさっています。
新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、今回の講演会は録画配
「という形で開催しました。本『報告』では、ご講演をもとに水野先
生にご執筆いただきました文章を掲載いたします。

東京女子大学丸山眞男記念比較思想研究センター長の和田博文ご講演くださいました水野紀子先生に深く感謝申し上げます。

はじめに~歴史的な視座の中で~

人権が著しく侵害されていれば、四八時間以内に救済命令を出す任務れぞれの社会の特徴や課題を浮き彫りにする。貧富の格差、女性たちれぞれの社会の特徴や課題を浮き彫りにする。貧富の格差、女性たちでは、非常勤で不安定な職についている女性たちが職を失い、母子家庭の綱渡りの日々が破壊された。休校措置は、給食を頼りに栄養をとっていた子供たちを直撃した。人々は、いわゆる「世間」の圧力の下、法的な根拠のない自粛要請に従順に従い、自粛警察すら現れる一下、法的な根拠のない自粛要請に従順に従い、自粛警察すら現れる一下、法的な根拠のない自粛要請に従順に従い、自粛警察すら現れる一下、法的な根拠のない自粛要請に従順に従い、自粛警察すら現れる一下、法的な根拠のない自粛要請に従順に従い、自粛警察すら現れる一下、法的な根拠のない自粛要請に従順に従い、自粛警察すら現れる一下、法的な根拠のない自粛要請に従順に侵い、治食を頼りに栄養をと聞く、対策を表する。

に配慮した措置を執らなければならない。判断が下され、行政権は、行政裁判所の判断を予期して、基本的人権るが、本人の承諾か立法のない体温の自動測定は違法である、などのくの提訴に答えなければならなかった。マスク着用義務化は合法である負うため、コロナ対応の行政措置が救済命令に当たるかどうか、多

国にあるのではないだろうか。それが、本講演のテーマである。国にあるのではないだろうか。それが、本講演のテーマである。また、「自みが整っていなければ、法ではなく、「祈り」に近くなる。また、「自由」と「平等」がそうであるように、憲法の求める大文字の正義は、はならない。日本家族法は、その秩序を作り出し、実際にそれを実現する役割を、十分に果たせているだろうか。まだ法的には、発展途上する役割を、十分に果たせているだろうか。まだ法的には、発展途上する役割を、十分に果たせているだろうか。まだ法的には、発展途上する役割を、十分に果たせているだろうか。まだ法的には、発展途上する役割を、十分に果たせているだろうか。まだ法的には、発展途上する役割を、十分に果たせているだろうか。まだ法的には、発展途上する役割を、十分に果たせているだろうか。まだ法的には、それを実現する仕組

今年二〇二一年は、一八六八年の明治維新から一五三年にあたる。今年二〇二一年は、一八六八年の明治維新から一五三年にあたる。明治維新からわずか三〇年で成し遂げられたことは、驚異的な偉業で助治維新からわずか三〇年で成し遂げられたことは、驚異的な偉業であった。

一〇年。恩師を含め、本稿では敬称を略す)が、法典編纂の作業を東私が大学生のときに聴講した講義で、三ヶ月章(一九二一年~二〇

の盛り上がり方だった。小学生たちも、先生たちも、 京オリンピックは、今回予定されている東京オリンピックとは桁違い リンピックは、当時小学生だった私にも記憶がある。一九六四年の東 ピックは、コロナ禍により風前の灯火であるが、一九六四年の東京オ 作業」だったという形容であった。一年延期された今年の東京オリン 道路も、オリンピックに間に合わせるために突貫工事が行われた。 造されていた。東海道新幹線も、羽田空港のモノレールも、 して東京オリンピックは、復興を成し遂げた日本を象徴する行事だっ ら二○年と経っていない。戦争の記憶がまだ生々しい時代だった。 かじりついた。今にして思うと、一九六四年は、あの徹底的な敗戦か オリンピックの話題ばかりで、いよいよ始まると毎日、白黒テレビに ンピック準備と同様に、「信じられないスピードで成された驚異的な 京オリンピックの前の建設にたとえたことがある。法典編纂は、 た。たった二週間のオリンピックにむけて、何年も前から東京は大改 何ヶ月も前から 首都高速 オリ

に対して挑んでいるように見えた。その敵とは、大きくいえば提督ぺられている大建設工事を見て、ああ日本人は今戦争をしているのだな、られているあの大規模な破壊の、あるいは情容赦もない破壊によって
あれているあの大規模な破壊の、あるいは情容赦もない破壊によって
あものはなかった。(中略)人々は、外側からみれば僅か二週間で終るものはなかった。(中略)人々は、外側からみれば僅か二週間で終るものはなかった。(中略)人々は、外側からみれば僅か二週間で終るものはなかった。(中略)人々は、外側からみれば僅か二週間で終

現在、 IJ] 世界の数ある国のひとつとして辛くも存立を保つためには、 敵である。 の敗戦が決定的にこの可能性を奪い去った。(中略) 一九六四年の秋 である。 が手にかけて自分の馴れ親しんだ生活を破壊せねばならなかったから かた、われわれはつねに不幸であった。(中略)諸外国の圧力に抗して、 平和 、江藤淳「幻影の『日本帝国』」『江藤淳著作集6』講談社)。 の来航以来、 日本が誰からもうしろ指をさされずに戦って勝ち得る場所は と『国際親善』の祭典であるオリンピック以外になかった。」 われわれは、この不幸の補償を戦争に求め、(中略)一九年前 歴史家のいわゆる日本の 日本人の肩の上にのしかかっている宿命という名の 『近代化』が開始されてからこの われとわ

経験としていたのかも知れない。戦後生まれの私が、両親の戦争を追体験していたのかも知れない。戦後生まれの私が、両親の戦争であるが、一九二一年生まれの三ヶ月章も、法典編纂過程を自分で体験落ちた。一九二一年生まれの三ヶ月章も、法典編纂過程を自分で体験落ちた。一九二一年生まれの三ヶ月章も、法典編纂過程を自分で体験で、一九二一年生まれの三ヶ月章も、法典編纂過程を自分で体験で、一九二一年生まれの三ヶ月章も、法典編纂過程を自分で体験では、近藤淳の表現と呼応するものがある。東京オージャ月章の形容には、江藤淳の表現と呼応するものがある。東京オージャ月章の形容には、江藤淳の表現と呼応するものがある。東京オージャ月章の形容には、江藤淳の表現と呼応するものがある。東京オージャ月章の形容には、江藤淳の表現と呼応するものがある。東京オージャ月章の形容には、江藤淳の表現と呼応するものがある。東京オージャ月章の形容には、江藤淳の表現と呼応するものがある。東京オージャ月章の形容には、江藤淳の表現と呼応するものである。

成立後まで生きて、日本の近代化という「戦い」を見届けた。丸山真徳川日本の世に生まれて、それが崩壊する過程に参加し、明治民法の吉(一八三一年~一九〇一年)は、二世紀半の長きにわたって続いた丸山眞男(一九一四年~一九九六年)が研究対象にしていた福澤諭

当時、大変な勇気のある営みであった。明治民法と戸籍の作り上げた 向きの部屋』日本評論社)と、 格を否定したり、 が、その時代の現実と苦闘した結果が、その学問となる。穂積重遠は、 族法学の父と言われた穂積重遠(一八八三年~一九五一年)から、 男の政治学に限らず、学問は、どの領域であっても、 家制度は、国民国家イデオロギーの一部となって、日本社会に根を下 を批判することは火中の栗を拾うに似た業であった」(中川善之助 れた。それはやがて天皇制につながる考え方だからである。 以前にあっては、家族制度を否認攻撃することが直ちに危険思想とさ らす弊害については、 家族法の諸概念を西欧法から導入する研究をする一方、家制度のもた 会の臨床学である法学においては、それぞれの時代を生きた先人たち 正を主導した中川善之助が、戦後の家族法の通説となった。いわば社 川善之助(一八九七年~一九七五年)へと受け継がれ、 れ、次の世代に渡されるバトンである。家族法学は、 ろしていった 之助は、解釈法学として家制度を換骨奪胎する努力を続けた。 軍部の横暴を非難することと同じように、 将来の社会の変化に期待をつないだが、 中川善之助が述懐するように、 先人から手渡さ 明治民法下で家 戦後の民法改 天皇の神 家族制度 中川善 「敗戦

八年)は、法制審議会民法部会身分法小委員会委員長として、一九九氏選択制を肯定する論文を書いていた加藤一郎(一九二二年~二〇〇言われたように、氏を通じて家意識は残存した。戦後早くから夫婦別戦後改正は家制度を廃止したが、「家破れて氏あり」(宮澤俊義)と

点は、 氏が家意識のとりでとなってきたからであり、現在でも、家族法改正 最後の仕事になると思うから、手伝ってくれたまえ」と言われた恩師 後の弟子にあたり、この身分法小委員会の幹事を務めた。「多分、 比較したときの日本家族法の特殊性にある。 の最大のトピックとなり続けている。しかし日本家族法の最大の問題 なかったのは、明治民法前の夫婦別氏の歴史は忘れ去られて、 の声が、記憶によみがえる。法制審議会が提案した民法改正が実現し らないまま、 六年に別氏選択制を含む婚姻法改正要綱をまとめたが、政府提案とな そこにはないと私は考える。その問題点は、 今日に至っている。 私は、 加藤一郎が東大で育成した最 西欧法の家族法と 夫婦同 僕の

一 日本民法の特殊性

(1) 徳川日本の文化的遺伝子

法の特殊性が構築された側面があるからである。続いた徳川日本について考える必要がある。その延長線上に日本家族日本家族法の特殊性を考えるときには、明治維新以前、二世紀半も

から足軽まで、町人は、大店から棒手振り商人まで、百姓も庄屋からかのイエに帰属し、そのイエの職業を営んで生きた。武士は、将軍家の法人ないし機構であり、武士も、町人も、百姓も、日本人は、どこ度と区別するために、カタカナ表記する)。イエは、家業を営むある種度と区別するために、カタカナ表記する)。イエは、家業を営むある種

水飲み百姓まで、イエがピラミッド階層をなしている家職国家であっ水飲み百姓まで、イエがピラミッド階層をなしている家職国家であった。イエの当主は、イエに帰属する家族や雇い人たちの生存を維持する村のセーフティネットとなっていた。日本のイエは、男系血統集団のセーフティネットとなっていた。日本のイエは、男系血統集団のセーフティネットとなっていた。日本のイエは、男系血統集団のセーフティネットとなっていた。日本のイエは、男系血統集団のセーフティネットとなっていた。日本のイエは、男系血統にこだわらず、イエの経営能力がある当主を得るために、養子も頻繁に行われらず、イエの経営能力がある当主を得るために、養子も頻繁に行われらず、イエの経営能力がある当主を得るために、養子も頻繁に行われらず、イエの経営能力がある当主を得るために、養子も頻繁に行われらず、イエの経営能力がある当主を得るために、養子も頻繁に行われらず、イエの経営能力がある当主を得るために、養子も頻繁に行われらず、イエの経営能力がある当主を得るために、養子も頻繁に行われらず、イエの経営能力がある当主を得るために、

する時間だけが彼女たちの休息時間であった。子どもたちは、 共同体も生存のセーフティネットとなっていた。乳飲み子を抱えた若 監視と同時に支援の機能も果たしていた。つまりイエのみならず地域 嘆している。この治安の良さは、 政治はどこから見ても秩序と規律の奇蹟」(ジョージ・サンソム)と感 い母親は野良仕事に忙しく、 視がもたらしたものであったろう。相互監視するこれらの「世間」は、 発達している」(カール・ローゼンクランツ)、「徳川将軍時代の日本の 姓一揆を起こされる危惧から年貢を上げられず貧しかったが汚職のご 日本は、権力は武士に、富は町人に、分立帰属していた。武士は、 なさにつながる)。それは「お上」への信頼に結びついた。幕末に日本 く少ない潔癖な統治を行った(この伝統は、日本の公務員の汚職の少 に来た外国人たちは、徳川日本の社会について、「行政組織が最高度に また、たいていの社会は、権力と富は同じ階層に帰属するが、 あぜ道に乳児を連れてきてもらって授乳 村請制度や五人組などによる相互監 大家族 徳川 百

で、 、 る。「お上」による統治は、刑法・行政法によるもので、刑法 に、 、 で、 、 お上が立ち会って話し合いをさせて、「内済」(和解)による解 、 お上が立ち会って話し合いをさせて、「内済」(和解)による解 、 お上が立ち会って話し合いをさせて、「内済」(和解)による解 、 お上が立ち会って話し合いをさせて、「内済」(和解)による解 、 お上が立ち会って話し合いをさせて、「内済」(和解)による解 は保障されなくても、紛争が解決されれば秩序は回復するのであって、 は保障されなくても、紛争が解決されれば秩序は回復するのであって、 な ことになるが、バーゲニングパワーつまり交渉力のない側が負ける お論になりがちである。お上にとっては、正義すなわち結果の妥当性 は保障されなくても、紛争が解決されれば秩序は回復するのであって、 立ではなかったのかも知れない。このような「内済」の伝統は、現代 の日本社会にも残っているのではなかろうか。

があるだろう。ここには、徳川日本の「内済」の伝統が通底している 和の現在から見ると、この内容は、法律家でなくても、 れて、 このかるたは、たとえば「い:いろいろの 二八年に調停委員協会が作成したのが「調停いろはかるた」である。 先に「調停いろはかるた」を紹介したい。戦後、家庭裁判所が創設さ 「ん:んと云うまで とっくりと 話し合い」という調子である。令 「ろ:論よりは 義理と人情の 話し合い」、「な:なまなかの 法律 次に明治民法の立法を検討する予定だが、時代の順序をずらして、 家事調停が家事紛争解決の主たる手段として設けられた。 抜きにして」、「け:権利義務 などと四角に もの言わず」、 もめごとはまず 流石に違和感 調停へ」、 昭和

である。日本法の伝統と現状は、この常識とは遠いところにある。が低廉な費用で保障されなくてはならないというのが、西欧法の常識ように思われる。日常的な民事紛争については、ルールに従った解決

(2) 戸籍制度の創設と明治民法の立法

現在に至るまで、日本法を動かす基礎的なツールとなっている。 建物)の登録制度創設に力を入れた。そしてこれらの行政インフラは、
著積を利用した側面はあるものの、現在の戸籍の直接的なルーツは、
著積を利用した側面はあるものの、現在の戸籍の直接的なルーツは、
著積を利用した側面はあるものの、現在の戸籍の直接的なルーツは、
書積を利用した側面はあるものの、現在の戸籍の直接的なルーツは、
書積を利用した側面はあるものの、現在の戸籍の直接的なルーツは、
書積を利用した側面はあるものの、現在の戸籍の直接的なルーツは、
書積を利用した側面はあるものの、現在の戸籍の直接的なルーツは、
書前を廃止するため、
第一次八年の明治維新の年

明治初年の戸籍制度は、屋敷番号ごとに住民を列挙するものであり、 明治初年の戸籍には、牛馬すら記載されていた。しかし瞬く間に、牛馬 はもちろん雇い人をはずし、屋敷番号が本籍地になるなど、戸籍の改 良が進む。江戸時代には、氏を公称できるのは原則として武士階級の 良が進む。江戸時代には、氏を公称できるのは原則として武士階級の のであったが、一八七〇年には平民名字許可令が下される。その翌年、 の改善である土地台帳・家屋台帳も整備されていく。平民苗字許可令に 台帳である土地台帳・家屋台帳も整備されていく。平民苗字許可令に といかわらず氏を名乗らない者も多かったため、一八七五年には、平 のであり、明治初年の戸籍制度は、屋敷番号ごとに住民を列挙するものであり、 籍を基準にすることによって、家制度を創設できたのである。 籍を基準にすることによって、家制度を創設できたのである。 籍を基準にすることによって、家制度を創設できたのである。 として一八九八年に明治民法が制定されるとき、先に成立していた戸をの基礎条件となった。戸籍は公開原則の下で運用され、身分証明として活用されたため、国民の戸籍は公開原則の下で運用され、身分証明として活用されたため、国民の戸籍は公開原則の下で運用され、身分証明として活用されたため、国民の戸籍は公開原則の下で運用され、身分証明ととの基礎条件となった。戸籍は公開原則の下で運用され、身分証明ととの基礎条件となった。戸籍は公開原則の下で運用され、身分証明ととの基礎条件となった。戸籍は公開原則の下で運用され、身分証明として活用されたため、国民の戸籍に対する意識は、重いものとなった、の基礎条件となった。戸籍は公開原則の下で運用され、身分証明ととの基礎条件となった。戸籍は公開原則の下で運用され、身分証明となの基礎条件となった。戸籍は公開原則の下で運用され、身分証明となった。

ある) たての言葉を用いて、 さわしかったのかもしれない。ともあれ、明治民法は、 の体系である「法」が各人に割り当てたものが「権利」である。「権利」 いう翻訳語は、Droit や Recht という言葉の訳語として創設されたが、 ところから始まった法典編纂事業は、驚異的な偉業であった。 前述したように、 近代民法の基本を導入し、資本主義の法的道具を準備した。 「法」と「権利」という両義をもつ言葉である。すなわち正義 福澤諭吉が望ましいとした「権理」などのほうが、 他の候補であった「一分」(「武士の一分」の一分で 権利、 個人財産制、 義務、 時効などの言葉そのものを創設する 所有権、 契約自由、 これらのでき 過失責任主義 よりふ 権利と

そして戸主に家族員の扶養義務を負わせた。それ以前は、事実上、家時わけ個人財産制を立法したことが大きい。それ以前は、事実上、家庭の管理者で、イエのいわば代表取締役にすぎず、家産はイエの連という概念が、宗族の連帯を保障するものであったように、戸主は、という概念が、宗族の連帯を保障するものであったように、戸主は、という概念が、宗族の連帯を保障するものであったように、戸主は、を制であり、取引の法主体は、イエであった。同様に個人財産制では産制であり、取引の法主体は、イエであった。

公証人が遺産分割を管轄するフランス法の運用は受け継がなかった。 特の相続法に委ねた。 義することは至難である。しかし明治民法は、戸籍を利用することに 変更させずに輸入できたが、家族法では、これらの母法を大きく変形 その部分は遺産相続として、 つ可能性はあったから、 は隠居とし、死によって行われるときと合わせて、家督相続という独 主については、 うかで左右される効果となった。家産を個人財産として受け継いだ戸 族、扶養、親権などの家族法の重要な効果は、「家」を同じくするかど まで戸籍上採られていた夫婦別氏制度を改めて、夫婦同氏とした。 させた。親子と夫婦と親族は、 よって、それができた。つまり一枚の戸籍に書かれているメンバ 「家」と定義し、戸籍が「家」を実体化した。氏を家名として、 財産法領域では、 戸主の交代による財産移転を、 西欧民法、とくにドイツ法とフランス法をあまり 個人財産制のもとでは、 戸主以外の家族の相続も立法せねばならず、 主としてフランス相続法を継受したが、 法的に定義できるが、家族を法的に定 戸主以外も、 生前に行われるときに 財産をも

法となったのである。 きよう。かくして家族法は、主として戸籍の登録基準と相続を定める 入を極力廃した、 家族法の究極の私事化 privatisation であると評価で のみで成立することとなった。このような家族法は、 わち「協議」による交換として設計されて、その結果を戸籍に届出る つてのイエの時代と同じように、すべて「家」のメンバーの合意すな 律を原則化した。婚姻・離婚・養子縁組・離縁などの身分行為は、 な手続きであると判断し、 なにより、 離婚がすべて裁判離婚であるような母法の規律は、 家族への公的介入を廃して、 家族への公的介 家の自治 無用 自 か

に、

されるであろう。 年改正によってはじめて裁判離婚ではない、公証人による離婚を認め あるが、おそらくフランスでは基本的人権を守れない憲法違反と評価 遵守を確保する。 るようになったが、弁護士と公証人が関与して法定された離婚効果の を成立させるのが、西欧法の離婚法である。フランス法は、二〇一七 これに対して、たとえ夫婦間に離婚合意があったとしても、 裁判離婚は、協議が成立しない場合のごく例外的な離婚方式となった。 とりわけ協議離婚は、世界に冠たる簡便な離婚方式である。 子の処遇、 日本人にとってはあまりにも当たり前な協議離婚で 夫婦財産制の清算、 離婚給付などを監督して離婚 裁判所に 日本の

い戸籍実務は、当然のことながら、虚偽届出の問題を抱えることになっ 身分行為において、 かつての虚偽届出の問題は、 公的機関の関与がなく、 本人意思を抑圧した家族による届出 本人意思の確認すらな

> 離婚や養子縁組という身分行為においては、行為能力は必須ではない。 財産的な契約を締結するためには行為能力が必要とされるが、 することによって歯止めをかけようとして大正要綱制定運動を起こし なった。明治民法の家制度は、 防的な不受理申出制度や、 であり、 法理論が障害となる。 欠く高齢者が行った身分行為の効力を、遺族が争うときには、 る母法ゆえの理論である。それを欠く日本法で、たとえば行為能力を これはそれらの身分行為においては、必ず公的機関の関与と確認があ や後妻が出現するようなタイプの事例である。民法理論においては、 にするための氏の変更目的の養子縁組事例や、認知症老人に養子縁組 や家族が知らない間に行われる第三者による届出であり、 崩壊ももたらした。その結果、現在の主たる虚偽届出の問題は、 近代化は、イエの崩壊のみならず、地域共同体とその監視システムの たが、成立しないまま、太平洋戦争を迎えることになる。日本社会の を防ぐ力はなかった。 た制度であったが、近代化に伴う産業構造の変化によるイエ制度崩壊 離婚無効を争う手段が周知されることによって対応されるように 追い出し離婚がその典型であった。この問題に対しては、 イエ制度の崩壊を嘆く保守派は、家制度を強化 戦後は家庭裁判所という敷居の低い裁判所 かつてのイエを実質的な背景にしてい 借金を可能 子

度的条件を持たないという点を配慮できたわけではなかった。 11 日本の現状に合わせて立法したが、 明治民法の立法者は、 協議離婚制度などについては、 すべての制度において母法の制 裁判所が少な

された条文のように強制入院には司法判断が必要とされるのがグロー いる。 事実上の後見人を信頼して取引するので、なんとか取引社会が回って 母法においては、まともな取引相手は、代理権をもたない事実上の後 は、 として国際的な批判を浴びている。 バルスタンダードであり、日本の精神衛生行政は、 によって運営されていた現実と合わなかったからである。 同意と医師の判断のみで強制入院できる、精神保健法の医療保護入院 の許可を要するという民法旧八五八条二項は、削除された。 見人とは取引しないが、日本の実務においては、 成年後見の機能不全をもたらし、不在者の財産管理も機能していない。 たとえば、 母法の制度的条件をもたないため機能しなかった部分が少なくな 成年後見法立法の際に、禁治産者の強制入院については裁判所 裁判所の圧倒的不足は、 かつての禁治産制度、 多くの取引相手は 強制入院濫用国家 しかし削除 保護者の 現在の

社会が近代化後の取引社会を運営できてきたのは、司法インフラの不保守派の反対論を押し切って導入された親権喪失規定は、提訴権者で保守派の反対論を押し切って導入された親権喪失規定は、提訴権者である検察官が申し立てることはなかったため、児童虐待に対応できず、ある検察官が申し立てることはなかったため、児童虐待に対応できず、ある検察官が申し立てることはなかったため、児童虐待に対応できず、虚偽の登記や遺産分割の困難などをもたらした。このような司法インフラの不備は、日本民法の運用を困難にしたけれども、それでも日本社会が近代化後の取引社会を運営できてきたのは、司法インフラの不保さが近代化後の取引社会を運営できてきたのは、司法インフラの不保会が近代化後の取引社会を運営できてきたのは、司法インフラの不足の登記や遺産分割の困難などをもたらした。このような司法インフラの不足の登記や遺産が近に、日本の関与を制度した。

者保護を図って、取引の安全を確保してきた。た判例法理とともに、個人の取引意思を確認し、登記を信用した第三登録などの行政インフラが、表現代理や虚偽表示などの理論を駆使し備を行政インフラで補ったからであった。すなわち戸籍や登記や印鑑

(3) 戦後の民法改正

等化していくが、そこでは不一致の解決策を裁判所に求めざるを得ず、 親の決定権を書き込むことになる。一九七〇年代以降、 解決の基準となる民法たり得ないと考えるから、不一致の場合は、 容を「協議」に委ねるという白地規定を多用していたからである。 もっとも進んでいたと言える。当時のフランス法もドイツ法も、 的介入は、要求されなかった。そして戦後の改正は、「家」制度を否定 には解決方法の規定がない。 とえば両親の共同親権行使について、両親が不一致の場合、日本民法 かに男女不平等であった。しかしそれを可能にしたのは、日本法が内 戦後改正当時の日本民法は、男女平等という点では、世界的に見ても、 日本家族法の特徴は、維持された。日本国憲法の「平等」要請に従っ したという意味での「積極的」役割は果たしたが、西欧民法と異なる 本による「国民」教育や特別高等警察による人権侵害への反省も大き て、主として家制度に関する規定を削除した、引き算の改正であった。 く、これらの反省から、もともと日本家族法に欠けていた家族 戦後の家族法改正は、 日本国憲法に従って行われた。戦前の忠孝一 母法は、 解決方法を書き込まねば、 西欧民法も平 父

その後、 後のほうの氏が失われるという反対により、父の氏となった。 択制の例を挙げよう。 が成立していない。 用することによって紛争に必ず答えが出なくてはならないという前提 とになっている。 の氏をダブルネームとしてつけておき、子自身が成長してから選ぶこ るという法案を作成したが、上院で Zidan のようなアルファベットの かった。 裁判官不信が強い傾向があり、 を決定するという現行法が立法された。フランス法は、ドイツよりも はクジで決まることになり、そして裁判所がどちらの親が決定するか 父の氏と定めたが、連邦憲法裁判所で違憲判断が下されて、立法まで ときに、 しいことではないが、困難なのは、子の氏である。両親が一致しない この点について悩み、ドイツ法はいったん両親が一致しない場合には 「平等化は司法化を伴う」と評された。近年の例として、夫婦別氏選 いったん意見が合わないときに下院はアルファベット順にす さらに改めて改正されて、現行フランス法は、いったん両親 子の氏をどのように決定すべきか。ドイツ法もフランス法も 日本民法の「協議」という白地規定には、 夫婦別氏選択制を導入することそのものは、 裁判官が決めるという結論はとれな 民法を適 しかし 難

ぎ、それにアメリカ法の少年裁判所構想が合体した側面がある。そしいう構想が存在した。家庭裁判所には、この家事審判所構想を受け継話し合いによる解決を主とする「家事審判所」を設けるべきであると改革である。戦前から家事紛争については、司法裁判所で争うよりも日本の戦後改正の司法改革においては、家庭裁判所の創設が大きな

て家庭裁判所においては、調停前置主義がとられて、家事調停が主たて家庭裁判所においては、調停ではあるが、現停委員という人的は、財産分与などのすべてを譲っても離婚したいと思うだろう。このは、財産分与などのすべてを譲っても離婚したいと思うだろう。このように大きな問題を抱えた家事調停ではあるが、調停委員という人的ように大きな問題を抱えた家事調停ではあるが、調停委員という人的ないまでは、が、が、利点であったことは否定できない。

その結果、 争っているうちに、 所や公証人という中立的な法的第三者が管轄する、被相続人という法 構造的な難点を抱えている。西欧諸国における遺産分割は、 たが収まらず、むしろ紛争を予期して遺言を書く被相続人が増えた。 が激化したため、 てた兄弟関係が残るという悲劇も少なくはない。 方裁判所で確定する必要が生じる。 あるために、遺産の範囲について争いがあると、遺産確認の訴えを地 しかも遺産分割を管轄する家庭裁判所は、 主体の消失を清算する過程である。 となった。しかし利益相反する共同相続人に委ねられた遺産分割は、 るだろう。すべての相続は、 戦後民法改正の内容的に最も大きな改正は、家督相続の廃止といえ 均分相続権を最も強力に保障するフランス法由来の遺留分 昭和五五年改正は寄与分を立法するなどの対応をし 遺産は紛争経費で消費してしまい、あとは荒れ果 均分の遺産相続となり、遺産分割が必須 しかしそれを共同相続人に委ね、 かくして家裁と地裁を往復して 既判力を持たない裁判所で 戦後、 遺産分割紛争 遺産裁判

事態となった。また近年は、遺産分割されずに放置されたままの所有減殺請求権が、民法に埋め込まれていた時限爆弾のように、爆発する

者不明土地問題が深刻となっている。

あり、 覚で運用されたのは、 財産分与は、 力のある配偶者に課されるものである。 家の経済力はかつてのイエとは異なっている。 感覚が強かったのであろう。しかしサラリーマン化した社会では、 築した現存財産の二分の一という基準に変化していった。手切れ金感 れ金感覚で運用されていたが、次第に、 れるというのが、 かるべきだが、夫婦財産制を運営する公証人慣行もない日本では、 婦が協力して構築した財産とが夫婦財産制において切り分けられてし 夫婦それぞれの特有財産 の相続権保障は、それほど抵抗がなかったのかもしれない。本来なら、 た。イエにおいては、夫婦は共同経営者であったから、このような妻 配偶者相続権は、三分の一、昭和五五年改正によって二分の一となっ 人同士のような極端な別産制が採用されている。 戦後の改正は、 西欧諸国の基準では、 離婚時には財産分与で、死別時には配偶者相続権によって保障さ 離婚給付すなわち内容的には離婚後扶養は、それとは別に経済 離婚給付としては非常に脆弱なものである。当初は手切 日本法の構造である。しかし戦後改正で創設された 配偶者の地位も強化した。子と共同相続するときの 離婚された妻は「実家」が扶養負担するという (結婚前の財産や血族からの相続財産)と夫 夫婦財産制の清算として獲得される内容で 西欧法の離婚後扶養は、 家裁実務の運用は、 現在の基準の財産分与 主婦婚の妻の保障 夫婦で構 離婚 実 他

し日本法では元夫がこういう負担を負わない。日本の母子家庭の貧困な負担であり、離婚した多くの夫は、大きな負担を負い続ける。しか後もかつての配偶者間の生活水準を均等にすることを目的にする巨額

は、このような家族法にも一因がある。

法から、「当事者」の自律にそのままスライドされたにすぎない。結婚・離婚・養子縁組・離縁などが「家」の自律に委ねられた明治民法の特徴は、戦後改正においても、明治民法からそのまま継承された。西欧法と比較したときに、国家が家族に介入しないという日本家族

制度を批判的に解釈論で克服しようとするところにあった。民法の条 ついては、 る は、そのような妻を「内縁」とし、婚姻の効果規定を準用して保護す を見てから籍を入れるという試婚が少なくなかった当時、 で実現しようとしたのである。 文が規定する「家」よりも核家族を重視する解釈を、このような理論 実的なるものは法律的である」という主張であり、その真意は、 ものであった。身分法領域では、「法律的なるものは事実的であり、 産法と身分法を分断し、 ない。日本家族法の通説といわれる中川善之助理論は、民法の中で財 いとした。「家」的規制を免れようとする動機であったとしても、この に財産法と異なる原理が働くとし、「事実主義」という理論を提案する 家族法学説は、必ずしもこのような家族法を批判してきたわけでは 「内縁準婚理論」を提唱した。また事実上、離婚状態にある夫婦に その事実状態を重視して、婚姻の効果を及ぼすべきではな 法律行為と身分行為を対置して、家族法領域 妻の働き具合や男子を産めるかどうか 中川善之助

効果の脆弱さにある。 対果の脆弱さにある。 大塚田可能な理論であったのであり、日本法の最大の問題点は、婚姻た。しかし内縁準婚理論は、婚姻の効果が脆弱な日本法であるからこ判例は、配偶者相続権や子の嫡出化を除いて、内縁準婚理論を採用しょうな解釈は、法の効力を否定するものと言わざるを得ない。戦後のような解釈は、法の効力を否定するものと言わざるを得ない。戦後の

等が保たれないどころか、悲惨な抑圧や収奪も生じうる。
田本国憲法は、戦後民法改正の基準となったが、そのときは自由と
日本国憲法は、戦後民法改正の基準となったが、そのときは自由と
日本国憲法は、戦後民法改正の基準となったが、そのときは自由と
日本国憲法は、戦後民法改正の基準となったが、そのときは自由と

ンの主張は、このような運営への反発として理解はできる。しかし内とより家制度ないし家意識であり、ポストモダンは、事実婚ないしをより家制度ないし家意識であり、ポストモダンは、事実婚ないしを法が設定することなく、人々の生活実態を無視した無理のある行政を法が設定することなく、人々の生活実態を無視した無理のある行政を法が設定することなく、人々の生活実態を無視した無理のある行政を法が設定することなく、人々の生活実態を無視した無理のある行政を法が設定することなく、人々の生活実態を無視した無理のある行政を法が設定することなく、人々の生活実態を無視した無理のある行政を法が設定することなく、人々の生活実態を無視した無理のある行政を法が設定することなく、人々の生活実態を無視した無理のある行政を法が設定することなく、人々の生活実態を無視した無理のある行政を法が表して、アンチモダン・プロトモダン・ポストモダンの主張は、このような運営への反発として理解はできる。しかし内というない。

が、必要であるように思われる。 族への支援という公的介入の設計であるプロトモダンを確立すること 族への支援という公的介入の設計であるプロトモダンを確立すること の効果を強制する理論であって、自由の領域への介入として、西欧法 縁準婚理論は、法の介入を拒絶する意思を持つ当事者に対して、婚姻

戦後の日本社会の変遷と問題点

Ξ

(1) 社会の変化

セーフティネットは、 層が飛躍的に増加した。かつての大家族や地域共同体が提供していた 企業が担い、常勤男子労働者への厳しい解雇規制や企業別労働組合と フティネットを張るべきであったろう。しかし、日本社会は、 ネット時代を迎えて、 力が失われたのである(しかし「世間体」を気にする日本人の傾向は、 する力や萎縮させる力以外に、支援する力をもっていたが、その支援 の箱の中に家族は孤立するようになった。かつての「世間」は、 て親の暴力から子どもを救ってくれることがなくなり、コンクリート のお清から愛情を受けたり、 の段階では、まだ多数派であった農業人口は減少し、サラリーマン階 本来であれば、近代化に応じて社会福祉が「財」と「ケア」のセー 高度成長に伴い、 ある意味では、強化されているかもしれない)。 急速に失われた。漱石の「坊ちゃん」 近代化はさらに急速に進展した。戦後直後 近所のおばさんが縁側から駆け込んでき

であり、養育費の取り立てをカバーする公的支援もない。であり、養育費の取り立てをカバーする公的支援もない。であり、養育費の取り立てをカバーする公的支援もない。であり、養育費の取り立てをカバーする公的支援もない。であり、養育費の取り立てをカバーする公的支援もない。であり、養育費の取り立てをカバーする公的支援もない。であり、養育費の取り立てをカバーする公的支援もない。であり、養育費の取り立てをカバーする公的支援もない。であり、養育費の取り立てをカバーする公的支援もない。であり、養育費の取り立てをカバーする公的支援もない。であり、養育費の取り立てをカバーする公的支援もない。であり、養育費の取り立てをカバーする公的支援もない。であり、養育費の取り立てをカバーする公的支援もない。

た家庭の中における病理や暴力はエスカレートしがちである。 で、脆弱である。日本は、社会関係資本(Social Capital 近隣、宗教なて、脆弱である。日本は、社会関係資本(Social Capital 近隣、宗教などの支え合い)が著しく低いとされる。日本社会の地域共同体は、そどの支え合い)が著しく低いとされる。日本社会の地域共同体は、そどの支え合い)が著しく低いとされる。日本社会の地域共同体は、そどの支え合い)が著しく低いとされる。日本社会の地域共同体は、そにの支え合い)が著しく低いとされる。日本社会の地域共同体は、それほど急激に崩壊したのであろう。戦後しばらく、地域の力を民生委に、カートとがちである。

2) 家族への公的介入

入しようという動きである。官製婚活事業が行われ、親学推進議員連なった。婚姻による家族形成を進めるとともに、国家が家庭教育に介少子化の深刻化を受けて、家族への公的介入が議論されるように

批判が加えられて、家庭教育支援法案は立法されなかった。 批判が加えられて、家庭教育支援法案は立法されなかった。 批判が加えられて、家庭教育支援法案としようとするものであるという批判 と、事実婚などの家族の多様化を否定しようとするものであるという批判 は、プライベートな領域である家族への国家介入になるという批判 には、憲法二四条改正の動きが存在する。これらの動きに対し は、事実婚などの家族の多様化を否定しようとするものであるという批判 には、家庭教育支援法案を提案した。この法案には、家庭教育支援の基

また、方向は異なるが、現在、立法の可能性が議論されているのが、
北らの法案は成立しなかったが、離婚後単独親権の現行法を改正して、
北らの法案は成立しなかったが、離婚後単独親権の現行法を改正して、
北らの法案は成立しなかったが、離婚後単独親権の現行法を改正して、
北らの法案は成立しなかったが、離婚後単独親権の現行法を改正して、
北らの法案は成立しなかったが、離婚後単独親権の現行法を改正して、
北らの法案は成立しなかったが、離婚後単独親権の現行法を改正して、
北らの法案は成立しなかったが、
北の可能性が議論されているのが、
として父が離婚後も単独親権であったが、
戦後の改正で父母どちらで
として父が離婚後も単独親権であったが、
戦後の改正で父母どちらで
として父が離婚後も単独親権であったが、
戦後の改正で父母どちらで
として父が離婚後も単独親権であったが、
戦後の改正で父母どちらで
として父が離婚後も単独親権であったが、
戦後の改正で父母どちらで
として父が離婚後も単独親権であったが、
戦後の改正で父母どちらで
として父が離婚後も共同親権にしようと
なるほうが圧倒的である。これを改めて離婚後も共同親権にしようと
なるほうが圧倒的である。これを改めて離婚後も共同親権にしようと
なるほうが圧倒的である。これを改めて離婚後も共同親権にしようと
なるほうが圧倒的である。これを改めて離婚後も共同親権にしようと
なるほうが圧倒的である。これを改めて離婚後も共同親権にしようと
なるほうが圧倒的である。これを改めて離婚後も共同親権にしようと
なるほうが足がないませば、
なるまた、方は、
なるまた、
なるまた、
なるまた、
なるまた、方は、
なるまた、
なるまたな、
なるまたな、
なるまたな、
なるまたな、
なるまたなが、
なるまたななどもななどはなどもななどれている。
なるまたなどもななどもななどもななどはなどはなどれているなどはなどもなどはなどもなどれているなどれているなどはなどはなどれているなどれているなどはなどはなどれているなどれているなどはなどなどれているなどはなどれているなどはなどれているなどもななどはなどはなどれているなどはなどはなどはなどはなどれているなどればなどはなどればなどれているなどれているなどはなどれているなどはなどもなどれているなどはなどれているなどはなどれているなどれているなどれているなどはなどはなどれているなどれているなどれているなどれているなどれているなどはなどれているなどれているなどれているなどれているなどれているなどれているなどれているなどれているなどれているなどれているなどれているなどれているなどれているなどれているなどれているなどれているなどれているなどれているなどれているなどれていなどれているなどれて

女性が日本人の場合は、西欧人の夫の母国で住む場合が多い。そして、は、男性が日本人の場合は途上国出身の妻と日本で住むことが多く、同様の問題は、国際関係においても生じている。日本人の国際結婚

に強制力として刑事罰をもうけなかったために、債務不履行国という四年四月に日本はハーグ子奪取条約を批准したが、引き渡さないとき欧米諸外国から非難を浴びていた。そのような外圧によって、二〇一夫婦関係が破綻すると、子を連れて日本へ帰国する日本人妻の存在は、

非難を浴びている

DV被害者は、自力で逃げて別居を実現しなければならない。 DV被害者は、自力で逃げて別居を実現しなければならない。 DV被害者は、自力で逃げて別居を実現しなければならない。 DV被害者は、自力で逃げて別居を実現しなければならない。 DV被害者は、自力で逃げて別居を実現しなければならない。 DV被害者は、自力で逃げて別居を実現しなければならない。 DV被害者は、自力で逃げて別居を実現しなければならない。 DV被害者は、自力で逃げて別居を実現しなければならない。

者ではない側に割り当て、費用負担は加害者である)、住居所の秘匿許り、住居についての裁定(従来の住まいは、原則として加害の受講命令、住居についての裁定(従来の住まいは、原則として加害のがあったときに期日から一○日以内に保護命令を発出する。保護命明があったときに期日から一○日以内に保護命令を発出する。保護命明があったときに期日から一○日以内に保護命令を発出する。保護命の受講命令、住居についての裁定(従来の住まいは、原則として加害があったとえば、DV対策において、フランス民法は五一五―九条以下にたとえば、DV対策において、フランス民法は五一五―九条以下に

本の接近禁止命令は、被害者が逃げる間の時間を稼ぐという意味しか流、婚姻費用分担などについての裁定などである。これに対して、日可、連絡先を弁護士ないし検事とすることの許可、親権行使、面会交

ない。

結果、 離婚事件の場合は、少なくとも一方の親が、暴力から逃げる力をもっ 別居状態にある離婚事件の子の家庭環境より、深刻であると言われる。 て監督が行われるが、 して親の育て方を監督する。親がその監督に同意すれば、 成育に問題がある子どもを発見すると、家庭環境に調査が入る。 する。児童精神科医が定期的に幼稚園などを回り、保育者と相談して、 族内の問題を発見して、社会が介入する必要がある。そのような公的 ているからである。 ている非行少年が起こした少年事件の子の家庭環境のほうが、 被害者は自ら逃げるしかない。家庭裁判所の実務では、 子どもの脳に深刻な悪影響を与える。日本のDV対策は貧弱であり、 ない。たとえ子どもが直接の暴力にさらされなくても、 方針を家族に命じる仕組みとはほど遠い、実効的な家族支援である。 介入は、前述した家庭教育支援法案が象徴するような、 介入が必要である。 本来、別居前の婚姻生活中でも、家庭に暴力がある場合には、 たとえばフランスでは、 親の育児に問題があると判断されると、ケースワーカーを派遣 しかしそもそも離婚事件になる前、 暴力のある家庭に育つことの弊害は、 同意しない場合は、 児童虐待を発見するために、行政権が活躍 検察官が提訴して親権制限 両親がそろっ DV暴露は、 国が道徳的な 婚姻中から家 いうまでも 市と契約し 一両親が

とって有害な別居親が、共同親権という口実でいわば公認ストーカー 親権喪失審判三九件、 判事に見守られながら親権制限下で過ごしていることになる。フラン 判決が下されて、強制的な介入が行われる。この判決数は、年間約 と化す危険も大きい。 もの成育にもマイナスである場合もあるが、 意向次第で別居親が会えないのは、別居親に不当な苦痛を与え、子ど るか認めないかという議論をするのは、危険すぎるだろう。 いというこの構造的な問題を放置したままで、離婚後共同親権を認め スの人口のほぼ倍の人口をかかえる日本における親権制限判決数は の継続期間からすると、約二〇万人の子どもたちがケースワーカーと ○万件近くあり (二○一六年には九二、六三九件であった)、親権制限 人所許可三三八件(二〇一九年)である。公的介入が圧倒的に足りな 親権停止審判八九件、児福法二八条一項による 逆に、 監護親と子どもに 監護親の

養育費の支払い問題については、項を改めて考えてみたい。

(3)養育費支払い確保問題~フランス法との比較

コロ

の一因となってい 市場の構造的な問題の他、 ナ禍の中、生活に困窮する母子家庭の問題が深刻である。日本の労働 女子労働者が低賃金の不安定雇用に就くことが多い日本では、 養育費の不払い率が高く、母子家庭の貧困

で、養育費不払い解消に向けた検討会議が行われ、その取りまとめ(案 養育費の支払い確保について、制度改革が議論されている。 法務省

これらのフランスの制度の背景には、すべての離婚が裁判離婚で

留意しなければならない。」「取決めを協議離婚の要件とした場合には、 導入することによって、協議離婚が難しくなる状況が生じること、そ BJ7vifM)。この案には、「養育費の取決め促進のための制度的方策を とにそもそもの問題があるように思われる。 て養育費についても取り決めることも前提としている。しかしそのこ ぶ。これらの文言は、 は難しいことなどから、問題が大きいのではないか。」などの文言が並 こと、②自治体の窓口において取決め内容の相当性の判断を行うこと ①DV等の事情により養育費を取り決めることができない場合がある れにより困難な夫婦生活から逃れられない場合が発生し得ることには が公表されている(養育費不払い解消に向けた検討会議・取りまとめ JBnWzPDVufkphGhBEGLXQDzjuhYgSyMwMRvcWoIiJGq8Qeppagurand and the property of the property of(案) http://www.moj.go.jp/content/001336065.pdf?fbclid = IwAR3 協議離婚制度を前提とし、当事者が合意によっ

当の立替払いも行われる。そして最後に控える刑事手続は、二ヶ月以 続・刑事手続きが整備されている。民事執行法により執行官が行う司 局 口の罰金)の威嚇で支払いを強制する。そして未払い扶養定期金取立 上故意に不払いすると家族遺棄罪(二年の懲役または一五、○○○ユー の手数料を上乗せして徴収する行政手続は、強力であり、 法手続は、権利者に執行費用の負担がない。国税徴収法により一〇% ARIPAがワンストップサービスを提供している。 フランスでは、養育費の取立手続きにおいても、司法手続・行政手

Ŕ ランスでは、そのような遺産分割合意は無効である。養育費について 遇も決定される。フランスでも合意離婚は存在し、 婚が導入されたが、もともと夫婦財産制は公証人が関与・監督してい 収入に応じた養育費などの基準となる客観的数字情報が国民的に共有 決められるわけではないのである。 決」と並んで、当事者を拘束する根拠とはなるが、その内容が自由に な遺産で納得するという遺産分割は、合意されれば有効であるが、 日本では、 計算式の客観的基準が存在するのである。遺産分割合意でも同様で、 存在する。 であっても弁護士も必須である。裁判前の手続きで、暫定的な子の処 るから、 されてきた。 あった長い歴史があるのだろう。裁判は法に基づいて行われ、 両親の収入などによって客観的な計算式が存在する。「合意」は 従来の裁判離婚でも公証人の関与が必要であり、公証人離婚 しかし「合意」の意味が、日本とは異なるように思われる。 長男が圧倒的に多くの遺産を継承し、次男と三男はわずか 裁判離婚の遅延が問題になり、二〇一七年から公証人離 離婚効果の合意も 資産や 判 フ

ず、最高裁まで争って費用と時間をかけるよりは、相手方の離婚合意合意さえ得られればどれほど不当な内容であったとしても問題とはさないという消極的破綻主義を採用したことによって、望まない離婚をないという消極的破綻主義を採用したことによって、望まない離婚をかし、経済的弱者が離婚を望む場合には、バーゲニングパワーをもたかし、経済的弱者が離婚を望む場合には、バーゲニングパワーをもたかし、経済的弱者が離婚を望む場合には、バーゲニングパワーをもたかし、経済的弱者が離婚を望む場合には、バーゲニングパワーをもたかし、経済的弱者が離婚を望む場合には、バーゲニングパワーをもたかし、経済的弱者が離婚を望む場合には、バーゲニングパワーをもたいる。

い。

が必要である。日本法は大きな問題を抱えていると言わざるを得なが必要である。日本法は大きな問題を抱えていると言わざるを得なが必要である。日本法は大きな問題を抱えていると言わざるを得なが必要である。日本法は大きな問題を抱えていると言わざるを得なが必要である。日本法は大きな問題を抱えていると言わざるを得ない必要である。日本法は大きな問題を抱えていると言わざるを得ない必要である。日本法は大きな問題を抱えていると言わざるを得ない必要である。日本法は大きな問題を抱えていると言わざるを得ない必要である。日本法は大きな問題を抱えていると言わざるを得ない必要である。日本法は大きな問題を抱えていると言わざるを得ない必要である。日本法は大きな問題を抱えていると言わざるを得ない必要である。日本法は大きな問題を抱えていると言わざるを得ない必要である。日本法は大きな問題を担いると言わざるを得ないると言わざるを得ない。

(4) 成年者の孤立と社会福祉の構築

大家族と地域共同体が包摂力を喪失してから久しい。地域や学校などの貴重な連携が、個人情報保護法によって、困難になる傾向もある。どの貴重な連携が、個人情報保護法によって、困難になる傾向もある。ケースワーカーが家庭に介入して行う社会福祉を構築する必要があケースワーカーが家庭に介入して行う社会福祉を構築する必要がある。

るが、たとえばゴミ屋敷のセルフ・ネグレクトのように、当事者本人は、被虐待児という被害者がいるために介入が必要なことは自明であ事者が望んだ場合のみ供給されるのが原則である。児童虐待の場合ないし成人であっても、制度的な問題がある。日本の社会福祉は、当もっとも社会福祉が育児支援より相対的に手厚いとはいえ、高齢者

をとるには、日本の司法インフラはとても足りないからである。くない。しかし強制的な介入は、司法権によるチェックを得ながら行わ行政権による強制的な介入は、司法権によるチェックを得ながら行わが支援を望まない場合であっても、強制的な支援が必要な場合は少なが支援を望まない場合であっても、強制的な支援が必要な場合は少な

儲かる施設とされてきた精神病院は、現状維持されている。による強制入院が、日本の特神病院の過剰収容をもたらしている。ストップサービスを構築することが難しく、一方、医療行政によって、ストップサービスを構築することが難しく、一方、医療行政によって、家族同意成年者のうち、精神障害者については、前述したように、家族同意

任を持たせる政策は、 葛藤もあり得る。 象である。 弱者を包摂する力はなく、 とになる。この事態に対して、昔のように家族の責任を強調する発想 しかし同じ出来事がコンビニの万引きとなると、警察が出動して捜査 れていけば、 あれば、 によって対応されるべき人々が、犯罪者として刑務所に収容される現 また、「累犯障害者」といわれる人々がいる。本来ならば、 累犯となると刑事訴追し、多額の国費をかけて、 無効で、 認知症の高齢者がよろずやで万引きしても、 近年は、 弊害しかない。家族や地域社会にもはやかつてにように 家族が恐縮して代金を支払って終わっていたであろう。 医療保護入院のように、家族に強力な権限と保護青 認知症による高齢者の犯罪も増加している。 危険が大きい。本来は社会福祉を充実し、 家族であるからこその過去からの蓄積した 店主が自宅へ連 刑事罰を科すこ 社会福祉 公的 昔で

域とはいえ、このような仕事をしている。ないのだろう。現在でも、生活保護のケースワーカーは、限られた領な後見人が、心を病んだ貧しい人々に寄り添う仕事をしなければなら

断が求められたとはいえ、 親に被虐待児童の育て直しを委ねるのは危惧される。実親との関係切 特別養子制度を活用するために対象児童の年齢を上げたが、 れることが多い。このような状況下で、令和元年の特別養子法改正は、 が困難である。里親に委託されても、その育てにくさから措置解除さ ンツーマンで訓練を積んだプロフェッショナルが対応しないと、 指導できるが、現在の一時保護では、親の怒りは直接、児童相談所職 事さんに理解してもらえるようにがんばろう」と虐待親に寄り添って 対応する必要があるが、現在の児童相談所体制は、はるかに不十分な たちを担当することになっているものが多い。しかし被虐待児は、 しく遅れているのである。 員に向かうことになる。社会福祉におけるケアの構築が、全体的に著 体制である。司法の親権制限判決のもとで関与するのであれば、 あってはならず、 レンに食事と衣服などを与える基準で、一人の職員が多人数の子ども に従事している。被虐待児童対応は、訓練を積んだケースワーカ また児童相談所においては、 国が対峙すべきであろう。 危険な実親に対応するのは、 児童福祉施設は、 職員が、被虐待児童対応の過酷な労働 戦後のストリートチルド 私人の養親で 素人の養 対応 判 マ

ある。そして法がインフラとともに弱者を守らないときには、力関係法を実際に動かすためには、行政インフラや司法インフラが必要で

本社会もそれらの困難に耐える改革をせねばならないだろう。ては、危険が大きい。日本法は、合意に委ねる家族法を伝統としてきたが、売主と買主のような対等当事者間の交渉と異なり、力関係の差な基準は作れず、支援と強制の曖昧さと複雑さが存在する。しかし日な基準は作れず、支援と強制の曖昧さと複雑さが存在する。しかし日な基準は作れず、支援と強制の曖昧さと複雑さが存在する。しかし日な基準は作れず、支援と強制の曖昧さと複雑さいた方の、